

★ 国が定める様式関係の“記載例”です。

【国様式①】

別紙様式第1号

和歴で記入してください。

令和3年 4月 1日

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金  
(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業)  
事業実施計画書(案)

三重県知事 あて

事業実施主体名 中小企業株式会社  
代表者氏名 代表取締役 中小太郎

役職名、代表者名とも  
記載してください。

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元食産第4500号農林水産事務次官依命通知)第7に基づき、事業実施計画を提出する。

■ 「事業実施計画書」作成にあたって

- ・ 事業要望時に提出が必要な資料です。
- ・ 本資料13・14ページの「5配分基準」で加算した合計ポイントに基づき、農林水産省において事業採択可否の検討が行われます。  
このため、記載したポイントについて、事実と異なることが判明した場合、事業を実施できなくなることがありますので十分ご注意ください。

# 1 事業実施主体等の概要及び添付書類

事業実施主体の概要		代表者	役職名	代表取締役
(ふりがな)	( ちゅうしょうきぎょうかぶしがいしゃ )		氏名	中小 太郎
事業実施主体の名称	中小企業株式会社	担当者	役職名	工場長
主たる事務所の所在地	( 〒 514 - 8570 ) 三重県津市広明町13番地		氏名	食丸 三介
		連絡先	電話番号	059-224-2458
			E-mail	info@chusho.com
事業実施場所(住所)	三重県四日市市●●町123番地	業種 ※1	菓子メーカー	
		設立年月日	昭和54年3月21日	
		資本金	1,000万円	
		直近決算の年間売上高	89,500千円	
		常時使用する従業員数	23	名
HPアドレス	<a href="http://www.chusho.com">http://www.chusho.com</a>			

※実際に施設整備する場所(工場等の場所)を記入

## HACCPチーム編成状況 注2

担当部門	責任者及び担当者の別	氏名	担当部門における役割、HACCP研修受講状況等
工場全体	責任者	食丸 三介	工場長(施設全体の責任者)
品質管理	担当者	◇◇ ◇◇	責任者、令和2年3月14日HACCP研修受講済み
製造	担当者	△△ △△	担当

(1) HACCPチームメンバーのうち、必ず1名はHACCP研修受講者を含め、該当者の「受講済み研修名」及び「研修の受講年月日」を明記してください。  
 また、「受講したことがわかる書類(修了証明書等)」も添付してください。修了証書等が無い場合、実際に研修を受けたことがわかる証拠書類(申込時のメール、具体的な研修会名やその日時等を含む報告書等)を添付してください。  
 ※ イベント等のセミナーで行われるような数時間程度でダイジェスト紹介をするものは該当しません。  
 ※ 決まったカリキュラムに基づき、HACCP関連全体を学ぶことができる、講義形式のものが対象となります。

注1 「業種」の欄には、事業内容又は製造品目がわかるものを記入する(酒類メーカー、菓子メーカー、飲料メーカー、物流企業等)

2 輸出品目の製品製造等に係る各担当部門を記載するとともに、担当部門の責任者や担当者、氏名、役割を記載すること。  
 また、HACCPチームメンバーのうち、必ず1名はHACCP研修受講者を含めることとし、該当者の受講済みの者を含めることとし、該当者の研修及び研修名及び受講年月日を明記すること。

なお、HACCP研修の受講状況は、事業実施主体の従業員等、組織内の人員における受講状況を記載すること(外部専門家は研修受講者を含めないこと)。

既に採択が決定及び申請中、現在実施している事業、または過去に国からの補助を受け実施した事業があれば、採択(予定)年度、事業名及び事業概要を記入ください。

採択(予定)年度	事業名	事業概要
令和元年度	食品産業の輸出向けHACCP施設整備等補助金	輸出用米菓製造ラインの導入
<p><b>【記載注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>輸出向けの施設・機器等を整備するハード事業について、該当がある場合のみ記載してください。</b></li> <li>・ これまでに採択された事業において、輸出額の増加等輸出に関する成果目標を設定した場合、これを達成していることが応募条件となります。</li> <li>・ 過去に補助事業等を利用して整備した機械・施設をさらに整備する場合は、処分制限処理期間が終わっているかどうか、また財産処分届や増改築届の手続き等について、その事業の要領を確認し適切な処理を行ってください。</li> <li>・ 過去に利用した補助事業において、認証取得が成果目標の達成に含まれ、認証を取得する予定であることで要望調査時にポイントを取得している場合は、その認証を取得している必要があります。事業要望調査時に、その認証が未取得の場合は、申請することができませんのでご注意ください。</li> </ul>		

直近3年の経営状況	第 期		第 期		第 期		備考
	年 月 日～ 年 月 日	千円	年 月 日～ 年 月 日	千円	年 月 日～ 年 月 日	千円	
経常損益		千円		千円		千円	<p>※損益計算書により確認 経常損益＝営業利益＋ 業外収益－営業外費用</p> <p>※貸借対照表により確認</p>
純資産額 (資産と負債の差額)		千円		千円		千円	
うち利益剰余金		千円		千円		千円	

和歴で記載してください。

財務状況が安定している必要があります。

**【実施要綱第5の1の(3)を参照】**  
直近3年の経常損益が3年連続赤字である、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。

(2) 個人情報の取扱い

本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報等について、関係自治体に提供することに同意します。  
(同意いただけない場合は、取組内容等が確認ができないため、本事業の実施ができない場合があります。)

内容を確認し、チェック(✓)を入れるか、■と表記してください。

(3) 個人情報の取扱い(任意)

同意します	<input type="checkbox"/>	本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)の第13条に則り、事業者名、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。
同意しません	<input type="checkbox"/>	※同意いただけなかった場合でも、事業の採択等に影響はございません。 ※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

いずれかにチェック(✓)を入れるか、■と表記してください。

(2) 連携する事業者の概要

※ 輸出事業計画「5.事業の組織体系図及び連携体制図」に下記事項を記載した場合は省略することができる。

※ 押印のある文書は「規約」、押印のない文書は「覚書」にチェックする。

連携事業者	活動拠点:住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	代表者名 (役職)	連携や取引の内容・役割	連携規約等 の確認
① ○○商事株式会社	東京都	商社	▽▽ ▽▽	弊社商品の輸出業務の請負	<input type="checkbox"/> 規約 <input checked="" type="checkbox"/> 覚書
②					<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 覚書
③	<p><b>【記載注意】</b>            他社からのOEM製造を受けている場合や国内商社へ販売することで間接輸出している場合など、申請事業者自らが輸出目標額を設定または確認できない場合に記載する様式です。            ※ 自ら輸出されている事業者の場合は、記載する必要はありません。</p> <p><b>【補足説明】</b>            上段に記載したとおり、申請事業者において輸出額を直接把握することが難しい場合、当事業では輸出額の今後の増加額や実績値の報告が求められているため、それらの数値を算出できる輸出商社等から情報提供を受ける必要があります。            このため、当事業申請にあたり、輸出商社等の協力のもと、事業申請者が、事業申請上必要な情報を輸出商社等から得られる関係にあることを示した、輸出商社等との規約又は覚書をあらかじめ作成し添付する必要があります。            ※ 該当する場合、事業要望時には、規約、覚書を添付してください。</p>				<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 覚書
④					<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 覚書
⑤					<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 覚書
⑥					<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 覚書
					<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 覚書
					<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 覚書

注1 「業種」の欄には、事業内容又は製造品目がわかるものを記入する(酒類メーカー、菓子メーカー、飲料メーカー、物流企業、商社、卸等)

2 連携する者について全て記載し、欄が足りない場合には欄を追加して記載する。

3 連携や取引内容を定めた文書等を添付する。

## 2 事業の概要

(1) 輸出に向けた現在の取組内容及び施設等整備を行う理由・背景

### 1. 輸出に向けた現在の取組内容

- ※輸出事業計画「2.輸出にあたってのニーズの把握状況」に記載した場合は、省略することができる。
- ※輸出に向けた取組内容がわかる既存資料(パンフレット等)があれば、添付すること。

**【記載のポイント】** 会社概要、輸出の取組について、以下の内容を記載してください。

ア. 自社の”事業全体”の概要を記載してください。

イ. 自社の”輸出”の取組について

**いつから、どこの国へ、どのような品目をどのように輸出をしているかを具体的に記載してください。**

### 2. 本事業を活用して施設等整備を行う理由・背景

#### 【記載のポイント】

以下の項目は“**必ず**”具体的に記載してください。

- ☑ 現状の施設(全体)がどのようなもの(生産量、生産金額等)で、今回どのような施設を整備しようとしているのか。
- ☑ なぜ今回の施設・機械整備が必要なのか。現状の施設・機械整備とどのように違い、整備することでどうなるのか。
- ☑ ターゲット国等から要望されているのか。コンサル等からの指摘があるのか。  
(書面があれば別添で添付)別添は番号を付すこと。
- ☑ 整備する施設・機械の規模・処理能力等の必要性の根拠(どこからどのようなニーズがあるのか、認証を取得するために今回の整備が必要な理由等)を記載。
- ☑ 現状の施設での全生産量に対する国内と輸出の割合は何割か、今後輸出の割合をどのように増やしていくのか。

**【その他注意する点】** 実施要綱第19の内容を確認してください。

(2) 輸出に向けたHACCP等の認定・認証取得状況

### 1. すでに取得済みの認定・認証

- (1) 取得済みの認定・認証の種類(品目)  
(例) 対米HACCP(品目:ブリのフィレ、タイのフィレ)

該当がある場合のみ記載してください。

※当資料13ページの5「配分基準」②のポイント加算項目となっています。

(2) (1)の認定・認証の取得時期

※複数の認定・認証(品目)を取得済みの場合は、それぞれの認定・認証ごとに記載すること

2. 本事業の活用により取得を予定している認定・認証

(1) 取得予定の認定・認証の種類(品目)

(例) 対EU・HACCP(品目:ブリのフィレ、タイのフィレ)

該当がある場合のみ記載してください。

※当資料14ページの5「配分基準」⑥のポイント加算項目となっています

※HACCP等の認証取得を事業目標にされていない場合は、記載の必要はありません。

(2) (1)の認定・認証の取得予定時期

※複数の認定・認証(品目)を取得予定の場合は、それぞれの認定・認証ごとに記載すること

**【記載注意】**

取得予定としている時期までに認定・認証を取得できない場合、**時期が遅れても“必ず”認定・認証を取得し、事業目的を達成いただく必要があります。**

3. 取得予定の認定・認証に関する品質・衛生管理専門家等を活用した調査・検討

(1) 専門家等による指導状況

① 専門家等の氏名・所属等

該当事例がある場合に記載してください。

※当資料14ページの5「配分基準」⑦のポイント加算項目となっています。

② 専門家等による直近の指導日

③ 専門家等による指導等の内容

※本事業により施設等の改修を行う根拠となる指導等の内容については、必ず記載すること。

(例) 汚染区と清潔区との間に間仕切りを設置して衛生環境を向上させる必要がある。

**【補足】**

こちらに直接概要を記載いただくか、専門家からの指導の根拠となる報告書、メール等を「別添資料」として、添付していただいても構いません。

④ 指導内容に対する対応状況

(3) 輸出拡大に向けた取組

※輸出事業計画「2 輸出にあたってのニーズの把握状況」、「3 課題と取り組み内容」、「4 現在の商流の状況と今後の商流の展開」及び「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」に下記事項を記載した場合は、省略することができる。

1. 輸出先となるターゲット国

【記載のポイント】

- ☑ ターゲット国をすべて記載してください。
- ☑ 「4.成果目標の別添(成果目標の設定根拠)」と整合性がとれる記載にしてください。
- ☑ 国数がかかり多い場合は東アジア、東南アジア、EU等にしていただいても結構です。

2. 本事業の活用により輸出に取り組む品目(製品)に関するターゲット国での市場及び規制に関する分析  
※ターゲット国でのマーケティングや市場及び規制に関する分析に基づく輸出ニーズについて記載すること

【記載する内容】

- ・ ターゲット国に対してどんな品目を輸出しようとしているのかを記載したうえで、輸出先国の市場及び規制に  
対する分析を行った内容を記載してください。
- ・ 前述の「1. 輸出先となるターゲット国」で記載した国ごとに項目分けをして、それぞれ記載してください。

(1) ターゲット国A 品目〇〇

- ・ マーケティングに基づく市場分析
- ・ 規制に基づく輸出ニーズ 等

(2-1) ターゲット国B 品目〇〇

- ・ マーケティングに基づく市場分析

(2-2) ターゲット国B 品目△△

- ・ マーケティングに基づく市場分析

(3) 本事業の活用により輸出に取り組む品目(製品)の輸出拡大に向けたこれまでの取組状況

- ①ターゲット国への輸出に向けた商談会等への参加状況
- ②ターゲット国への輸出に向けた国内商社等との相談状況
- ③ターゲット国の輸入業者・企業との相談状況

【記載する内容】

- ・ 「1. 輸出先となるターゲット国」で記載した国及び品目ごとに項目分けして記載してください。  
過去や現在の対応状況を踏まえ、今後の予定について、“**具体的**”に記載してください。
- ・ これから輸出を本格的に始める場合でも、どうしてその輸出先国へ輸出を拡大していけるのかについて、  
これまで対応してきたことをできる限り具体的に記載してください。

(1)ターゲット国A 品目〇〇

- ① 商談会等への参加状況
- ② 国内商社等との相談状況
- ③ ターゲット国の輸入業者・企業との相談状況

(2-1)ターゲット国B 品目〇〇

- ① 商談会等への参加状況
- ② 国内商社等との相談状況
- ③ ターゲット国の輸入業者・企業との相談状況

(2-1)ターゲット国B 品目△△

- ① 商談会等への参加状況
- ② 国内商社等との相談状況
- ③ ターゲット国の輸入業者・企業との相談状況

## 2 別添（直近3年のうち年間輸出額が最大となる年度の輸出額内訳）

実施要綱別表2の配分基準表に定める評価項目のうち、評価項目①に基づく加算を行う場合は、加算根拠として直近3年のうち年間輸出額が最大となる年度における品目別の輸出額及び輸出数量の国別内訳を記載すること。

単位：千円、トン

最大輸出額 (○年○月期)			
輸出品目	輸出先国	輸出額	輸出数量
	品目合計		
	品目合計		
	全体合計		

この金額が、本資料13ページ記載の「5 配分基準」①の金額となります。

(注)：複数の輸出品目や輸出先国がある場合は、適宜枠を追加すること。

### 【記載のポイント】

☑ 事業者全体の輸出額で直近3年のうちの年間最大輸出額(本事業におけるターゲット国への対象品目以外も含めた「**会社全体の輸出額**」)を記載してください。

### 【注意点】

輸出実績は本資料13ページの「5 配分基準①」のポイントに関する内容であるため、本計画書提出時には、輸出実績の根拠資料をあわせて提出いただく必要があります。

また、以下の「実施要綱第5の4の(1)」の記載内容については、十分確認のうえ、輸出実績を記載するようにしてください。

### 【実施要綱第5の4の(1)】

#### 4 留意事項

(1)別表2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する審査基準の内容と異なり、**与えられたポイントを下回る事が明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。**

3 実施計画 …… 実施要綱 第3

(1) 施設等整備事業 …… 実施要綱 第3の1

単位:円

No.	施設等区分				設置 台数	新技術 導入の 有無	(参考) 交付対象外 経費を含めた施設 等整備に要する経 費 注3	施設等整備 事業費 (交付対象事業 費) (A=B+C+D)	施設等整備事業費の負担区分				貸付けの詳細			竣工予定 年月日		
	機械・機器名	用途 注1	処理能力	規格・形式					自己資金(B)		地方公共団体等による助成金(C)			交付金(D)	貸付機関名 (株)日本政 策金融公庫 等		貸付 時期	償還 年数
									うち貸付金	都道府県	市町村	その他						
① 機械・ 機器	1	高温高圧調理 殺菌装置	殺菌	8,000個/時	AB123	1	有	20,000,000	10,000,000	10,000,000	0	0	0	10,000,000	〇〇銀行	令和3年 12月	10年	令和4年3月31日
	2	除水機	包装時の 水分除去	8,000個/時	ZZ-789	1	無	5,000,000	2,500,000	2,500,000	0	0	0	2,500,000	〇〇銀行	令和3年 12月	10年	令和4年3月31日
	合計								25,000,000	12,500,000	12,500,000	0	0	0	12,500,000			
② 建物(設 備)	3	補修工事	建物	パネル設置・排水路整 備等		無	5,000,000	2,500,000	2,500,000	0	0	0	2,500,000	〇〇銀行	令和3年 12月	10年	令和4年3月31日	
	4	一次側工事	配管設備	蒸気・電気・水の配管等		無	10,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0	0	5,000,000	〇〇銀行	令和3年 12月	10年	令和4年3月31日	
	合計								15,000,000	7,500,000	7,500,000	0	0	0	7,500,000			
施設等整備事業費の合計 注4								40,000,000	20,000,000	20,000,000	0	0	0	20,000,000				

**【注意点】 ……実施要綱第5の1の(8)**  
**全体事業費が1千万円を超える場  
 合は、交付対象事業費に充てるため  
 に金融機関等から交付対象事業の全  
 体事業費の10%以上の貸し付けを受  
 ける必要があります(赤丸箇所)。**  
 ※「全体事業費」とは、施設整備事  
 業と効果促進事業の事業費の合計額  
 のこと。

注1 「用途」の欄には、「〇〇のカット」、「〇〇の冷蔵」、「〇〇の梱包」等当該機械が備えている機能を記入する。  
 2 「建物(設備)名」には、「〇〇食品加工施設」、「〇〇保管施設」等を、「種類名」の欄には、「建物」、「電気設備」、「空調設備」等を記入する。  
 3 「(参考) 交付対象外経費を含めた施設等整備に要する経費」には施設等整備事業を活用した施設等の整備費に加えて、交付対象外経費にて施設等を整備する場合、その合計額を記入する。  
 なお、施設等整備事業を活用した施設等の整備費のみの場合は、記入の省略も可。  
 4 「施設等整備事業費の合計」には「①機械・機器」及び「②建物(設備)」の「(参考) 交付対象外経費を含めた施設等整備に要する経費」、「施設等整備事業費」、「施設等整備事業費の負担区分」の合計を記入する。  
 5 複数の機械・建物を導入する場合は、欄を追加し記入する。  
 6 新技術とは、事業実施計画の提出時、3年以内に実用化された技術とする。

(2) 効果促進事業 …… 実施要綱 第3の2

単位:円

事業内容	経費	効果促進事業費 (交付対象事業費) (A=B+C+D)	効果促進事業費の負担区分					交付金(D)	貸付けの詳細			実施予定 期間
			自己資金(B)		地方公共団体等による助成金(C)				貸付機関名 (株)日本政策金融公庫 等	貸付 時期	償還 年数	
			うち貸付金	都道府県	市町村	その他						
施設改修及び機械導入後に、新たにハラール認証取得審査を受けるとともに、FSSC22000認証取得に向けたコンサル指導を受けるための費用	ハラール認証取得費	620,000	310,000	0	0	0	0	310,000	-	-	-	R4.1~ R4.3
	ハラール監査員旅費	80,000	40,000	0	0	0	0	40,000	-	-	-	R4.1~ R4.3
	FSSC認証取得コンサル費	1,700,000	850,000	0	0	0	0	850,000	-	-	-	R3.6~ R4.3
	FSSCコンサル対応旅費	340,000	170,000	0	0	0	0	170,000	-	-	-	R3.6~ R4.3
	効果促進事業費の合計	2,740,000	1,370,000	0	0	0	0	1,370,000				

**【補足】**  
前段の(1)施設等整備事業に加え、事業活用を希望する場合は記載してください。ただし、(1)施設等整備事業の交付対象事業費の20%以内を事業費としてください。

**【補足】**  
前段の(1)施設等整備事業と同様に金融機関からの貸付けを受ける場合は、貸付金の欄に加え記載してください(赤丸箇所)。

(3) 全体事業費(施設等整備事業費と効果促進事業費の合計額)

単位:円

事業名	交付対象事業費	交付対象事業費の負担区分					交付金(D)
		自己資金(B)		地方公共団体等による助成金(C)			
		うち貸付金	都道府県	市町村	その他		
施設等整備事業	40,000,000	20,000,000	20,000,000	0	0	0	20,000,000
効果促進事業	2,740,000	1,370,000	0	0	0	0	1,370,000
全体事業費	42,740,000	21,370,000	20,000,000	0	0	0	21,370,000

(4) 事業完了予定年月日 令和4年3月31日

#### 4 成果目標

##### 【記載のポイント】

事業実施年度に対応する申請事業者の会計年度単位での輸出額を記載してください。

##### (1) 輸出額目標

単位:千円

現状 申請時点で 把握可能な 直近の年間輸出 額 ( 年 月 期)	事業実施年度 R4年度 ( 年 月 期)	目標年度に設定した年度については、以下に○を記入すること					成果目標： 目標年度におけ る 輸出の増加額
		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	
		( 年 月 期)	( 年 月 期)	( 年 月 期)	( 年 月 期)	( 年 月 期)	

※1：「現状」には、把握可能な直近年の年間輸出額、「事業実施年度」には、本事業による施設等整備を実施する年度における年間輸出額見込みを記載する。

※2：「1年度目」から「5年度目」の各年度における年間輸出額目標を記載する。

また、この期間中に目標年度を設定し、目標年度に設定した年度については、該当年度に○を記載する。

※3：「成果目標」は、目標年度における輸出額 - 現状の輸出額 により算出の上、記載する。

##### 【記載のポイント】

- ・ 今回整備する施設等から製造される商品だけでなく、事業者が輸出する輸出商品全体の金額を記載してください。

##### 【注意点】

- ・ 目標年度における輸出額を、現状の輸出額と比較して**1千万円以上増加**させることが絶対条件となります。【実施要綱第6】
- ・ 施設整備等のために本事業を活用するにも関わらず、成果目標が、今回整備する施設整備から算出される金額よりも、本事業以外から算出される金額の方が多き場合は、本事業の目的・趣旨に沿っている事業とは考えにくいためご注意ください。
- ・ 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から目標年度まで、毎年度事業実施状況の詳細を記載した報告書を提出する必要があります。【実施要綱第10の1】
- ・ 成果目標達成のための取組が遅れていると県が判断した場合は、改善計画を別途提出する必要があります。【実施要綱第10の2】

##### (2) 現状値補正

※現状値については、天災その他の外的要因により平年に比べて大幅に変動しており、当該現状値のままでは適切なでない場合は、当該現状値を補正する場合、現状値は太字・斜体で記載するとともに、「根拠資料等」欄に現状値を補正した要因及び補正の方法（現状値の補正過程）を記載する

根拠資料等	
-------	--



5 配分基準

《注意点》『実施要綱第5の4の(1)』にあるとおり、記載したポイントが事実と異なることが判明した場合、事業を実施できなくなることがあります。

No.	評価項目及び配点基準	該当する項目に、ポイント及びポイントの加算根拠を記載すること		ポイント
①	【直近3年のうち年間輸出額の輸出実績】 ・すでに輸出実績がある場合、直近3年のうち年間輸出額の最大金額が次のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。(複数選択不可)	ア 1億円 ≤ 輸出額		3
		イ 5千万円 ≤ 輸出額 < 1億円		2
		ウ 1千万円 ≤ 輸出額 < 5千万円		1
	(ポイント加算根拠) <input checked="" type="checkbox"/> 事業実施計画書「2事業の概要等」の「2 別添(直近3年のうち年間輸出額が最大となる年度の内訳)」の数字と合致させてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 記載例： 「2 別添(直近3年のうち年間輸出額が最大となる年度の内訳)」より 輸出額: 円			
②	【取得済認証】 ・次のいずれかの認定・認証をすでに取得している場合、当該ポイントを加算する。(複数選択不可)	ア 輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定		4
		イ ISO22000、GFSI承認規格 (FSSC22000、SQF、JFS-C等)、FSMA (米国食品安全強化法) への対応、ハラール・コーシャ		3
		ウ JFS-B、有機JAS等(加工・流通施設における取得のみ対象)		1
(ポイント加算根拠) <input checked="" type="checkbox"/> ポイント加算根拠となる「認定・認証及び取得年月日」を記載し、根拠資料を別添で添付してください。				
③	【目標年度における輸出の増加額】 ・次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。(複数選択不可)	目標年度における輸出の増加額		
		ア 1億円 ≤ 増加額		5
		イ 5千万円 ≤ 増加額 < 1億円		4
		ウ 3千万円 ≤ 増加額 < 5千万円		3
		エ 2千万円 ≤ 増加額 < 3千万円		2
		オ 増加額 < 2千万円		1
(ポイント加算根拠) <input checked="" type="checkbox"/> 配分基準①と同様、実施計画書における対象品目以外も含めた事業者全体の輸出増加額です。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 成果目標の「成果目標 : 目標年度における輸出の増加額」と合致させてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 記載例 : 事業実施計画書 4 成果目標より 輸出の増加額: 円				
④	【費用対効果】 ・第9の費用対効果分析の手法により算出した投資効率が次のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。	ア 2 ≤ 費用対効果		2
		イ 1.5 ≤ 費用対効果 < 2		1
(ポイント加算根拠) <input checked="" type="checkbox"/> 事業実施計画書 6費用対効果分析 より 費用対効果:(費用対効果の数字を記載)				
⑤	【取得予定の認証】 ・(1)若しくは(2)の認定・認証を事業実施計画にて取得予定としている場合または(3)の対応を行う場合、当該ポイントを加算する。(複数選択不可)	(1) 輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定		5
		(2) 輸出に対応するために必要な認証		
		ア ISO22000、GFSI承認規格 (FSSC22000、SQF、JFS-C等)、FSMA (米国食品安全強化法) への対応、ハラール・コーシャ		4
		イ JFS-B、有機JAS等(加工・流通施設における取得のみ対象)		1
		(3) 輸出先国における検疫や添加物等の規制への対応		4
(ポイント加算根拠) <input checked="" type="checkbox"/> ポイント加算根拠となる取得予定の認定・認証及び取得予定年月を記載してください。				

No.	評価項目及び配点基準	該当する項目に、ポイント及びポイントの加算根拠を記載すること	ポイント
⑥	【専門家の活用・新技術活用】 次のいずれかの取組に該当する場合、当該ポイントを加算する。(複数選択不可)	(1) 輸出向けHACCP等の認定・認証の取得に向けて、品質・衛生管理専門家等を活用した調査・検討を十分に行った取組となっている。	2
		(2) 検疫や添加物等の規制への対応として、当該規制に係る専門家を活用した調査・検討を十分に行った取組となっている。	2
(ポイント加算根拠) <input checked="" type="checkbox"/> ポイント加算根拠となる内容を記載し、証拠資料を別添で添付してください。			
⑦	【輸出拡大実行戦略における重点品目】 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に位置づけられた品目の輸出拡大に向けた取組となっている。		2
		(ポイント加算根拠) <input checked="" type="checkbox"/> 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に位置づけられた28の重点品目のうち、どの品目を記載してください。ただし、社として重点品目の商品を輸出しているとしても、本事業で整備して生産する商品が重点品目とは別のラインである等の場合は加算不可です。	
⑧	【輸出商品（現状）の主原料の国産原料使用割合】 輸出商品の主原料における国産原料の使用割合が、次のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。(複数選択不可) ※ 複数商品が該当する場合、全体で使用割合を算定すること。 ※ 将来的な目標ではなく、現状の重量で算出すること。	ア 70% ≤ 使用割合	2
		イ 50% ≤ 使用割合 < 70%	1
(ポイント加算根拠) <input checked="" type="checkbox"/> ポイント加算する場合は根拠となる内容を記載してください。「4.成果目標の別添(成果目標の設定根拠)」で整理される品目全体で算出してください。  《計算等の参考例》 主原料の選択は重量で行っていただいて結構です。 ・「4.成果目標の別添(成果目標の設定根拠)」の「現状輸出額」において、 A商品の輸出額 100千円、B商品の輸出額 50千円、全体の輸出額 150千円 ・A商品主原料の国産割合20%、B商品主原料の国産割合100% の場合  (A商品の輸出額/全体の輸出額×A商品の国産割合)+(B商品の輸出額/全体の輸出額×B商品の国産割合)=国産割合 「輸出商品の主原料における国産原料の使用割合」は、 (100千円/150千円×20%) + (50千円/150千円×100%) = 13.3% + 33.3% = 46.6%			
⑨	中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条で規定される中小企業者又は小規模企業者である。		1
	(ポイント加算根拠) ポイント加算する場合は根拠となる内容を記載してください。中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条の何号により中小企業となるのかを記載してください。資本金及び従業員の数に記載し、確認できる資料を添付してください。		
⑩	【都道府県ポイント】 地域の振興作物・産品など地域の実情を踏まえた取組となっているか。	ア 地域の実情を踏まえた取組となっており、十分に効果が見込まれる。	2
		イ 地域の実情を踏まえた取組となっており、概ね効果が見込まれる。	1
合計（ポイント欄については、最大合計点）			28

(注) 当該項目については、実施要綱別表2の配分基準表に基づき記入することとし、評価項目①から⑧は事業実施主体が記入すること。また、評価項目⑩については、本事業計画が地域の実情を踏まえた取組となっているか都道府県が判断の上、地方農政局長等への本事業計画の提出を要すること。

合計15ポイント以上ないと応募できません【実施要綱第5の2の(1)】

## 6 費用対効果分析

### 1 食品等製造の向上に係る効果

#### (1) 効果の内容

##### (ア) 輸出額向上効果

本資料11ページの「4成果目標の別添(成果目標の設定根拠)」と合致した数字を記載してください。

効果内容	現況 (千円) ①	目標年度(千円) ②	年効果額 (千円) ③=②-①
輸出額	20,000	50,000	30,000
データの根拠			
①②事業実施計画より			

##### (イ) 施設維持管理コスト削減効果

効果内容	現況 (千円) ①	目標年度(千円) ②	年効果額 (千円) ③=①-②
商品歩留まりの改善	20,000	18,000	2,000
フードディフェンス機器整備による人件費削減 (2人*500万円/人)	10,000	0	10,000
			計 12,000
データの根拠			

①②事業実施計画より

欄が足りない場合には欄を追加して記載する。

※ コスト換算できる項目があれば記載してください。

【その他記載例】加工機の導入および自動化による人件費の削減など

※ 記載した場合は必ず、根拠となる資料もあわせて添付してください。

### 2 投資効率等の総括

#### (1) 年総効果額の総括

(単位:千円)

効果区分	効果内容	年総効果額
食品製造の向上に係る効果	(ア) 輸出額向上効果	30,000
	(イ) 施設維持管理コスト削減効果	12,000
計		42,000

#### (2) 総合耐用年数の算出

(単位:千円)

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事費(減価額) ③=②÷①
スプレー式高温高圧調理殺菌装置	10	20,000	2,000
除水機	10	5,000	500
補修工事(パネル設置・排水路整備等)	15	5,000	333
一次側工事(蒸気・電気・水の配管等)	15	10,000	667
計	④	40,000	⑤ 3,500
総合耐用年数 ⑥=④÷⑤		12	年

データの根拠

①平成30年財務省令第31号

②事業実施計画より

注1 総合耐用年数は、小数点以下1桁を切り上げて求めるものとします。

2 欄が足りない場合には欄を追加して記載する。

#### (3) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
施設等整備事業費【2(2)④】	①	40,000 千円	
年総効果額【2(1)】	②	42,000 千円	
総合耐用年数【2(2)⑥】	③	12 年	
還元率【別表】	④	0.1066	
投資効率	⑤=(②÷④)÷①	9.85	※ 「投資効率」が1.0以上ある

注1 還元率= $i \times (1+i)^n \div \{(1+i)^n - 1\}$ ,  $i=0.04$ (割引率)、 $n$ =総合耐用年数 (実施要綱 別表3参照)

2 費用対効果は小数点以下3桁を切り上げて求めるものとします。

## 7 専門用語の説明

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載する。

用 語	説 明
レトルト殺菌機 (高温高压調理殺菌装置)	容器詰め製品を加熱加圧により殺菌する装置。今回は、熱水スプレー式を採用。
除水機	レトルト殺菌後の製品について水気を除去する装置

製造工程、使用技術などわかりにくい専門的用語を文章中に記載している場合は、できる限りこちらで補足説明を行うようにしてください。

## (添付書類)

- ・ 添付書類の「右上」に、どの添付書類であるかわかるように番号をつけてください。（例）決算報告書の2020年分場合 「(1) ③決算報告書2020年分」
- ・ 資料を別添として付ける場合は、本文に「別添①」のように記載するとともに、添付資料の右上にも「別添①」と記載してください。

### (1) 必須書類

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 直近3か年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)
- ④ ①及び②の資料がない場合は、組織の代表者、規約等の分かる資料
- ⑤ 見積書

#### 《補足》

※ 本資料10ページの「3実施計画」でつけた①機械・機器、②建物にあるNo.と対応した見積書を添付してください。  
見積書の右上に「⑤-1」等、記載してください。

- ⑥ 機械・施設等の位置図
- ⑦ 機械・施設等の配置図及び平面図
- ⑧ 機械・施設整備の工程(工事日程)表
- ⑨ 商品の製造工程(フローチャート)
- ⑩ 貸付機関からの資金の貸付けに係る計画について、当該資金を貸し付ける機関と事前相談等を行ったことが確認できる資料  
(融資予定額、償還年数、資資金使途、貸付機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)

#### 《注意点》

- ※ 要望調査および事業計画の協議段階では、相談を行ったことが分かる書類でも結構です。
- ※ 交付決定までには融資を受けることが確実であることが分かる書類を提出してください。
- ※ 実際の融資を受けるタイミングとしては、融資を事業実施期間中に受けていただき、「事業実施に融資を活用した」という事実を説明できるようにしてください。  
このため、遅くとも、施工業者への支払時には融資を受けている必要があります。

#### 《補足》

「支払に融資を充てた」ということが必要です。特に自費で賄える場合、利子を最小限にするために融資を受けて即返すことも想定されますが、支払に充てられていないということにならないようにしてください。

**※融資を受ける時に、抵当権を設定することはできませんが根抵当権を設定することは不可です。**

**なお、抵当権を設定する場合は、抵当権の設定を正式に契約等する前に農政局に財産処分(担保)の申請書を提出し、承認を受ける必要があります。**

**日本政策金融公庫の場合は、交付申請書に記載すれば承認を受けたことになります。**

- ⑪ 施設用地について農地法又は農業振興地域の整備に関する法律に係る手続きを行う必要がある場合は、その手続等の資料
- ⑫ 土地や施設等を他者から貸借して事業を実施する場合は、事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料
- ⑬ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範)食品産業(事業者向け)」(令和3年2月農林水産省決定)のうち該当する業種に係るチェックシート  
[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/roudou\\_anken.html#e1](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/roudou_anken.html#e1)
- ⑭ **輸出事業計画認定申請書(既に認定済みの輸出事業計画による場合にあつてはその計画書)**

(2) 該当する場合に必要な書類

- ① 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等が確認できる資料(規約等)
- ② 輸出向けHACCP等の認定・認証の取得や輸入規制への対応に向け、品質・衛生管理専門家や検疫対応の専門家等事業計画に対応した専門家を活用した調査・検討を行った場合にあつては、当該指導内容等が分かる書面  
(該当の書面等がない場合は、品質・衛生管理専門家等を活用したことが分かるコンサル費用の支払に関する領収書等)
- ③ 国産原料の使用割合が確認できる資料
- ④ 「輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)の認定規程」(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づくGFPグローバル産地計画の認定通知
- ⑤ 実施要綱第3の4の(1)のイに定める認証を取得済みの場合は、取得を証明する書類
- ⑥ 新技術導入の場合、カタログ等参考となる資料
- ⑦ その他、地方農政局長等が特に必要と認める資料

《別添「手引き」3ページ(5)に記載》

割り当て内示後、交付決定通知よりも前に事業をはじめたい場合に提出してください。

【国様式②】

別紙様式第4号(第13の4関係)

※ 文書番号は、設定がある場合のみ記載してください。  
無ければ削除してください。

番 号

令和 4年 4月 30日

※ 申請日は、和暦で記載してください。

三重県知事 一見勝之 殿

所在地：三重県津市広明町13番地  
団体名：中小企業株式会社  
代表者氏名：代表取締役  
中小 太郎

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち  
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担することとします。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

※ 実際に交付決定される前に行う内容を具体的に記載してください。

※ ほとんどの場合が、請負業者を決めるために行う一般競争入札に係る対応となります。

※ 一刻も早く事業を開始しなければならない理由を具体的に記載してください。

別添

事業内容	交付決定前に着手する内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由
施設等整備事業		円			
① 高温高圧調理殺菌装置および除水機の設置工事	入札公告、開札、契約行為等	25,000,000	令和3年4月30日	令和4年3月31日	導入機器発注後の納期に時間を要すること、契約後の工場内改修工事には時間を要し、年度内に事業完了するためには、早期に事業を開始する必要があるため。
② 工場改修工事(補修、一次側)	入札公告、開札、契約行為等	15,000,000	同上	同上	同上

(注) 1 「事業費」欄は、全体事業費とする。

2 事業実施主体が都道府県の場合は、本届を地方農政局長等に提出すること。

3 事業内容には、整備する施設や機器等の概要等を記入することとし、交付決定前に着手する内容については、事業内容のうち、交付決定前に着手する内容について記入すること。

《別添「手引き」4ページ(9)に記載》

入札を実施し請負事業者等と契約を締結した場合は、速やかに県知事あて報告してください。

【国様式③】

別紙様式第5号(第13の5関係)

- ※ 文書番号は、設定がある場合のみ記載してください。  
無ければ削除してください。
- ※ 申請日は、和暦で記載してください。

番 号

令和 4年 5月 20日

三重県知事 一見勝之 殿

所在地：三重県津市広明町13番地  
団体名：中小企業株式会社  
代表者氏名：代表取締役  
中小 太郎

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応  
施設整備緊急対策事業に関する入札結果報告・着手届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着手を届け出ます。

記

工事等の契約名	高温高圧調理殺菌装置に係る購入及び設置工事	
施工方法	請負施工・委託施工 ※ 該当項目を○で囲んでください。	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約	
入札執行年月日	令和4年 5月 15日	
入札立会者の 所属・役職・氏名	中小企業株式会社 総務部 部長 ○○○○	
入札予定価格(税抜)	20,000,000 円	
入札参加業者名及び 入札価格(税抜)	ABC株式会社	19,500,000 円
	有限会社あいう	21,000,000 円
	株式会社三重	23,000,000 円
入札執行回数	1 回	
落札業者名	ABC株式会社	
契約価格(税込)	21,450,000 円	
契約年月日	令和4年5月18日	
着手住所	三重県津市広明町14番地	※ 実際に設置する工場等の場所を記載してください。
工事開始年月日	令和4年5月20日	
完了予定年月日	令和5年3月31日	
工事監理者	ABC株式会社 工事部 ○○○○	
入札結果等の公表方法	事務所玄関前に掲示	
備考	令和4年4月30日付け交付決定前着手届	※ 交付決定前着手届を提出せずに、交付決定通知後の場合は、交付決定通知の内容を記載してください。

- (注) 1 「施行方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。  
2 「施工業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲むこと。  
3 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。  
4 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投げられた価格を記入する（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。）。  
5 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。  
6 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。  
7 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法を記入する。  
8 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は「 年 月 日 第 号交付決定前着手届」と記入する。  
9 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理する。

《別添「手引き」5ページ(11)に記載》  
 工事等が完了した場合は、速やかに県知事あて報告してください。

【国様式④】

別紙様式第6号(第14の1関係)

- ※ 文書番号は、設定がある場合のみ記載してください。  
無ければ削除してください。
- ※ 申請日は、和暦で記載してください。

番 号

令和 5年 1月 20日

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち  
 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業に関するしゅん功届

このことについて、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

工事等の契約名	高温高压調理殺菌装置に係る購入及び設置工事
施設機械等名	高温高压調理殺菌装置
事業費	19,500,000 円
着手住所	三重県津市広明町14番地
着手年月日	令和4年5月20日
完了年月日	令和5年1月 8日
関係法令検査年月日	
〇〇法	該当無し
	<b>【工事完了の手順】</b> ① 請負業者から設置工事完了の「完了届」の提出 → 完了年月日 ② 補助事業者による現地での納品検査の実施 → 検査年月日 ③ 問題が無ければ設置設備等を請負業者から引き渡しを受ける → 引き渡し年月日
検査年月日 (又は予定日)	令和5年1月 9日
引き渡し年月日 (又は予定日)	令和5年1月10日
契約業者名	ABC 株式会社
現場代理人名	該当無し
工事監理者名	ABC 株式会社 工事部 ○○○○

- (注) 1 「事業費」欄は、施設等整備事業費とする。  
 2 請負人等からの完了届の写しを添付すること。  
 3 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。  
 なお、完了年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出すること。